

## 山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程

平成 23 年 9 月 14 日制定

令和 4 年 12 月 19 日改正

### (目的)

第 1 条 山陽学園大学・山陽学園短期大学（以下、「本学」という）は、「愛と奉仕」の建学の理念のもと、学術研究の推進を図るとともに、その信頼性と公正性を確保し、社会から信頼と尊敬を得るために、本学の研究活動に携わる全ての者（以下、「研究者等」という）の行動規範として、この規程を定める。

### (研究者等の倫理及び責務)

第 2 条 研究者等は研究に際し次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 基本的人権や人類の福祉に反する研究を行わないこと。
- (2) 異文化理解に努め、性別、人種、思想、宗教等による差別をしないこと。
- (3) 国際的規範、国内外の関係諸法令及び学内諸規程並びにそれらの精神を遵守すること。
- (4) 自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と組織、又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応すること。
- (5) 共同研究者、研究協力者及び学生等に対し不当な取り扱いをしないこと。
- (6) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行うこと。
- (7) 研究成果が再現できるよう、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じること。

### (インフォームド・コンセント)

第 3 条 研究を行う場合は、被験者、研究協力者等に対して、その目的、方法等についてわかりやすく説明し、明確な同意を得なければならない。

### (個人情報保護)

第 4 条 研究のために収集した個人を特定できる資料、情報、データ等は、当該個人の権利利益を損なうことのないよう適正に取り扱わなければならない。

### (研究成果公表)

第 5 条 研究成果を公表する際は、次の各号に留意し、適切な方法によって行わなければならない。

- (1) データや論拠の信頼性を確保すること。
- (2) ねつ造、改ざんを行わないこと。
- (3) 引用する旨を明示することなしに他者の研究成果を使用しないこと。

### (最高管理責任者)

第 6 条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は学長とする。

### (統括管理責任者)

第 7 条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置くことができる。

(研究責任者)

第8条 研究者等は、研究を行う際には研究責任者を置かなければならない。

- 2 研究責任者は、研究が適正に行われるよう、共同研究者、研究協力者等を指導、監督しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第9条 本学に、研究倫理審査委員会を置く。

- 2 同委員会については別に定める。

(研究申請および研究倫理審査)

第10条 研究責任者は、直接的に人を対象とする研究を行う場合は、予め研究倫理審査委員会による研究実施適否の審査を受け、その意見および関係書類を添えて最高管理責任者に申請して、その許可を得なければならない。

- 2 最高管理責任者は、研究責任者から申請があった場合は、研究倫理審査委員会の意見を踏まえ、許可又は不許可その他研究に関し必要な措置について決定しなければならない。ただし、次の場合は研究倫理審査委員会の審査なしに許可することができる。

(1) 文献研究の場合

- (2) 研究倫理審査委員会があらかじめ指名する者が、当該研究が次に掲げる要件を全て満たしており、研究倫理審査委員会の審査を必要としないと判断した場合

a. 次に掲げる資料・情報のみを用いる研究。

①すでに学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般的に入手可能な資料・情報

②個人に関する情報に該当しない既存の情報

③既に作成されている匿名加工情報

b. 人体から採取された試料等を用いないものであること。

c. 被験者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により被験者に心理的苦痛をもたらすことが想定されないものであること。

d. 観察研究にあつては、人体への負荷を伴わないものであること。

- 3 研究責任者は、多機関共同研究に係る審査その他本学以外の研究倫理審査委員会等の審査を受けることが適当と認められる場合は、当該研究倫理審査委員会等に審査を依頼することができる。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、事務部総務課が取り扱う。

附 則 この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附 則 この改正は、令和4年12月19日から施行する。